

国土交通省

平成25年 4月16日

国海産第13号

造船業等復興支援事業費補助金交付要綱を次のとおり制定する。

国土交通大臣 太田 昭宏

造船業等復興支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 造船業等復興支援事業費補助金（以下「復興補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 東日本大震災の被災地域においては、水産業は基幹産業でありその復興は地域の復興に重要な役割を果たすものである。

水産業の復興にあたっては、水産業にとって必要不可欠な漁業関連船舶の建造・修繕を行う造船業の復興が重要であるが、造船業は東日本大震災による地盤沈下により、震災以前の能力を回復するには至っておらず、地域の復興にも影を落とすこととなっている。

そのため、復興補助金は、その交付を国が行うことにより造船業等復興支援基金（以下「基金」という。）を造成し、当該造成を行った者（以下「基金設置法人」という。）が、その基金を活用して、被災した造船事業者等が集約等による経営基盤の強化を目的として行う被災地域における造船所の施設等の整備に対し、その経費の一部を補助する事業（以下「被災造船業等集約化促進事業」という。）を行うことにより、被災地域における造船所の復興と経営基盤の強化の両立を図り、ひいては被災地域の復興に資することを目的とする。

(交付先)

第3条 復興補助金は、国土交通大臣が非営利型法人（法人税法第2条第9号の2）に該当する一般社団法人・一般財団法人その他の非営利法人（復興補助金に対し法人税が課されることとなる法人を除く。）に対し、その申請に基づいて交付する。

(交付の対象)

第4条 復興補助金は、基金設置法人が、国土交通大臣が別途定める「造船業等復興支援事業実施要領」（以下「実施要領」という。）に定める被災造船業等集約化促進事業を実施するため

の基金を造成する事業（以下「交付対象事業」という。）を交付の対象とする。

（交付額）

第5条 復興補助金の交付額は、定額とする。

（申請手続）

第6条 復興補助金の申請は、交付申請書（様式第1号）を別途定める日までに国土交通大臣に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

第7条 復興補助金の交付の決定を受けた後の事情の変更により申請の内容を変更して事業を行う場合には、変更交付申請書（様式第2号）を速やかに国土交通大臣に提出して行うものとする。

（交付の決定までの標準的期間及び通知）

第8条 国土交通大臣は、第6条及び第7条の規定による申請書の提出があった場合には、申請書が到達した日から起算して原則として30日以内に、当該申請書の内容を審査し、交付の決定（変更の決定を含む。）を行い、交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 基金設置法人は、復興補助金の交付を受けて基金の造成を行うものとする。また、復興補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、国土交通大臣の承認を受けなければならない。
- 二 交付対象事業が予定期間内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに国土交通大臣に報告して、その指示を受けなければならない。
- 三 基金設置法人が、これと異なる法人（以下「事務局」という。）への委託により被災造船業等集約化促進事業を実施するときは、基金設置法人は事務局を十分に指導監督しなければならない。
- 四 交付対象事業の遂行及び支出状況並びに基金設置法人により行う被災造船業等集約化促進事業について国土交通大臣から報告を求められた場合には、速やかにその状況についての報告を記載した書面を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。
- 五 交付対象事業に係る予算と決算との関係を明らかにした調書（様式第4号）を作成し、これを交付対象事業の完了した日（交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- 六 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を国土交通大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
- 七 基金の経理について、他の事業の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の用途を明らかにしておかななければならない。

（申請の取下げ）

第10条 第8条により交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る復興補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、当該補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面をもって国土

交通大臣に申し出なければならない。

(復興補助金の請求)

第11条 第8条により交付決定通知を受け、かつ、前条の規定による申請の取り下げを行わない場合には、補助金支払請求書(様式第5号)を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 復興補助金の実績報告は、交付対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日(第16条の第1項による交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から起算して30日を経過した日)又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第6号による事業実績報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(復興補助金の額の確定等)

第13条 国土交通大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が復興補助金の交付の決定の内容(第7条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき復興補助金の額を確定し、基金設置法人に通知する。

(復興補助金の返還)

第14条 国土交通大臣は、交付すべき復興補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える復興補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(是正のための措置)

第15条 国土交通大臣は、交付対象事業、基金の管理又は被災造船業等集約化促進事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置をとるべきことを基金設置法人に命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第16条 国土交通大臣は、交付対象事業の全部若しくは一部を中止又は廃止する申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 基金設置法人が、法令、本要綱又はその他の法令若しくは本要綱に基づく国土交通大臣の処分若しくは指示等に違反した場合
- 二 基金設置法人が、復興補助金を被災造船業等集約化促進事業以外の用途に使用した場合
- 三 基金設置法人が、交付対象事業又は基金の管理運営に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 基金設置法人が、事務局への委託により被災造船業等集約化促進事業を実施する場合において、事務局に対する被災造船業等集約化促進事業に係る指導監督を十分に行わない場合
- 五 前四号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 国土交通大臣は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に対する復興補助金が交付されているときは、期限を付して復興補助金の全部又は一部を国庫に返還すること

を命ずる。

(その他)

第17条 特別の事情により、第6条、第7条、第10条及び第12条に定める手続による場所が出来ない場合には、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

2 この要綱に定める事項については、必要が生じた場合に国土交通大臣が必要な変更を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年度予算成立日から適用する。